

原議保存期間10年  
(平成25年12月31日まで)

関東管区警察局長  
東北・中部・近畿・中国・四国・九州各管区警察局長  
各管区警察局長  
警視庁総務部長  
警視庁交通部長  
警視庁警備部長  
警視庁地域部長  
警視庁公安部長  
警視庁刑事部長  
警視庁生活安全部長  
警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長

殿

警察庁総務部第85号、丁国二発第29号  
丁刑企発第100号、丁生企発第153号  
丁交企発第127号、丁備企発第33号  
平成15年5月23日  
警察庁長官官房総務課長  
警察庁長官官房国際部国際第二課長  
警察庁刑事局刑事企画課長  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁警備局警備企画課長

(参考送付先)

庁内各局部長

刑を言い渡された者の移送に関する条約の発効及び国際受刑者移送法の施行  
について(通達)

刑を言い渡された者の移送に関する条約(平成15年条約第1号。以下「条約」という。)は、第154回国会においてその締結が承認され、本年2月17日に加入書が寄託されたことにより、6月1日から我が国について効力を生ずることとなり、また、条約を実施するために国際受刑者移送法(平成14年法律第66号。以下「移送法」という。)が同日から施行されることとなった。条約及び移送法の概要並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 条約の概要

条約は、外国において刑を言い渡された者をその本国に移送するための手続等について定めたものであり、刑事法の分野における国際協力の発展に貢献し、刑を言い渡された者の社会復帰を促進することを目的としている。条約の概要は次のとおりである。

なお、条約の全文は別添1のとおりである。

#### (1) 定義(第1条)

条約の適用上、「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期

のあらゆる刑罰又は措置であつて自由の剥奪を伴うものをいい、「裁判国」とは、移送され得る者又は移送された者に刑を命じた国を、「執行国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る国又は移送された国をいう。

(2) 一般原則 (第2条)

締約国は、刑を言い渡された者の移送に関して条約に従い協力のための最大限の措置を相互にとることを約束する。

裁判国又は執行国のいずれの国も移送について要請することができる。

(3) 移送の条件 (第3条)

刑を言い渡された者については、当該者が執行国の国民であること、当該者が移送に同意していること、裁判国及び執行国が移送に同意していること等の条件が満たされる場合に限り、条約に基づいて移送することができる。

なお、条約は、いずれの国も当該国に関する限りにおいて、条約の適用上、「国民」という語を定義することができるものと規定しており、我が国は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)を条約の適用上我が国の国民に含める旨の宣言を欧州評議会事務局長にあてて行った。

(4) 情報を提供する義務 (第4条)

裁判国は、刑を言い渡された者であつて条約の適用を受けることのできるすべてのものに対し、条約の内容を通知する。また、裁判国は、刑を言い渡された者が条約に基づき移送されることについて裁判国に対して関心を表明した場合には、刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となった事実、刑の性質及び期間等の事項とともに、その旨を執行国に通報する。裁判国は、刑を言い渡された者がその移送について執行国に対し関心を表明した場合には、執行国の要請により刑を言い渡された者の氏名、刑の根拠となった事実、刑の性質及び期間等の事項を執行国に通報する。

(5) 要請及び回答 (第5条)

移送の要請及び回答は、書面により行う。要請を受けた国は、要請された移送に同意するかしないかについての決定を速やかに要請国に通報する。

(6) 同意及びその確認 (第7条)

裁判国は、移送について同意する者が任意に、かつ、移送の法的な効果について十分な知識をもって、同意することを確保する。また、裁判国は、執行国に対し、同意がこのような条件に従って行われたことを領事等を通じて確認する機会を与える。

(7) 裁判国に対する移送の効果 (第8条)

執行国の当局による刑を言い渡された者の身柄の受領は、裁判国における刑の執行を停止する効力を有し、執行国が刑の執行を終了したと認める場合には、裁判国は、当該刑をもはや執行することができない。

(8) 執行国に対する移送の効果 (第9条)

執行国の権限ある当局は、直接に若しくは裁判所等の命令に従って裁判国の刑の執行を継続するか又は裁判国において命ぜられた制裁を同一の犯罪行為について執行国の法令が規定する制裁に代えるために裁判国の刑を執行国の決定に転換する。刑の執行については、執行国の法令により規律される。

(9) 刑の執行の継続 (第10条)

刑の執行を継続する場合には、執行国は、裁判国において決定された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならない。もつとも、執行国は、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない場合等には、刑罰又は措置の性質又は期間を裁判国において命ぜられた制裁より重いものとしなないこと等を条件として、当該刑による制裁を同一の犯罪行為について自国の法令が規定する刑罰又は措置に合わせることができる。

(10) 特赦、大赦及び減刑、判決に対する再審並びに刑の執行の終了 (第12条から第14条まで)

締約国は、自国の憲法等に従い、特赦等を認めることができる。判決に対する再審の請求については、裁判国のみが決定する権利を有する。執行国は、決定又は措置であつてその結果として刑を執行することが不可能となるものについて裁判国からの通報を受けた場合には、直ちにその刑の執行を終了する。

(11) 通過 (第16条)

締約国は、その領域を刑を言い渡された者が通過することにつき、他の締約国から要請された場合において、当該締約国が当該者の移送について第三国との間で合意しているときは、国内法令に従つて当該要請を認める。

2. 移送法の概要

移送法は、外国において外国刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等及び日本国において懲役又は禁錮の確定裁判を受けその執行として拘禁されている外国人について、国際的な協力の下に、その本国において当該確定裁判の執行の共助をすることにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を促進することの重要性にかんがみ、及び条約を実施するため、当該日本国民等が受けた外国刑の確定裁判及び当該外国人が受けた懲役又は禁錮の確定裁判の執行の共助等について必要な事項を定めることを目的としている。移送法の概要は次のとおりである。

なお、移送法の全文は別添2のとおりである。

(1) 定義 (第2条)

移送法において「日本国民等」とは、日本の国籍を有する者及び特別永住者を、「締約国の国民等」とは、条約の締約国たる外国の国籍を有する者及び条約に基づき当該締約国がその国民とみなす者をいい、「受入移送」とは、条約に基づき、締約国において外国刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等の引渡しを当該締約国から受けて、当該確定裁判の執行の共助をすることを、「送付移送」とは、条約に基づき、日本国において懲役又は禁錮の確定裁判を受けその執行として拘禁されている締約国の国民等を日本国から当該締約国に引き渡して、当該確定裁判の執行の共助を嘱託することをいう。

(2) 要請の発受等 (第3条)

受入移送及び送付移送の要請の発受並びに条約の実施に関し必要な締約国との間の文書及び通知の発受は、外務大臣が行うものとし、ただし、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

(3) 受入移送 (第5条から第27条まで)

ア 受入移送は、受入受刑者の同意がないとき、受入受刑者が14歳に満たないとき等移送法で定める事由に該当する場合を除き、これを行うことができる (第5条)。

イ 法務大臣は、裁判国から受入移送の要請があった場合において、アの事由のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、東京地方検察庁検事正に対し、受入移送を行うことができる場合に該当するかどうかについて東京地方裁判所に審査の請求をすることを命じなければならない (第7条第1項)。

ウ 裁判国から受入移送の要請がない場合において、法務大臣が、アの事由のいずれにも該当せず、かつ、裁判国に対し受入移送の要請を行うことが相当であると認めるときも、イと同様とする (同条第2項)。

エ 東京地方裁判所は、審査の請求を受けたときは、速やかに、審査を開始し、審査の結果に基づいて、審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定、受入移送を行うことができない場合に該当するときは、その旨の決定又は受入移送を行うことができる場合に該当するときは、その旨の決定をしなければならない (第9条及び第10条)。

オ 法務大臣は、裁判国から受入移送の要請がない場合において、エの審査の結果、受入移送を行うことができる旨の決定があり、かつ、相当であると認めるときは、裁判国に対し受入移送の要請を行うことができる (第12条)。

カ 法務大臣は、裁判国から受入移送の要請があった場合において、エの審査の結果、受入移送を行うことができる旨の決定があったとき、又は裁判国に対し受入移送の要請をした場合において裁判国から要請に応ずる旨の通知が

あつたときは、受入移送を命ずることが相当でないとする場合を除き、東京地方検察庁検事正に対し、当該要請に係る受入移送を命じなければならない(第13条)。

キ カの命令により裁判国から受入受刑者の引渡しを受けた場合において、外国刑が懲役に相当する刑であるときは、当該受入受刑者を監獄に拘置して所定の作業を行わせることにより、これに該当しないときは、当該受入受刑者を監獄に拘置することにより、受入移送犯罪に係る外国刑の確定裁判の執行の共助をするものとする(第16条第1項)。

(4) 送付移送(第28条から第38条まで)

ア 送付移送は、送付受刑者の同意がないとき、送付移送犯罪に係る行為が執行国内において行われたとした場合において、その行為が執行国の法令によれば罪に当たるものでないとき等移送法で定める事由に該当する場合を除き、これを行うことができる(第28条)。

イ 監獄の長は、当該監獄に在監する締約国の国民等に対して言い渡された懲役又は禁錮の裁判が確定したとき及び締約国の国民等が懲役又は禁錮の裁判を言い渡されその確定裁判の執行のため収監されたときは、速やかに、その者に対し条約に定める事項のうち重要なものを告知しなければならない(第29条)。

ウ 送付受刑者は、アの同意をするときは、その在監する監獄の長又はその指定する職員の立会いの下に、法務省令で定める事項を記載した書面に署名押印しなければならない。監獄の長は、速やかに、当該書面を法務大臣に提出しなければならない(第31条)。

エ 監獄の長は、締約国の大使、公使、領事官等の公務員が、条約に基づき送付受刑者が送付移送に同意しているかどうかを確認するためにその者との接見を求めるときは、これを許さなければならない。この接見は、法令の範囲内で行うものとする(第32条)。

オ 法務大臣は、アの事由のいずれにも該当せず、かつ、相当であると認めるときは、執行国に対し送付移送の要請をすることができる(第33条第1項)。

カ 法務大臣は、執行国から送付移送の要請があつた場合においてアの事由のいずれにも該当しないとき、又はオの要請をした場合において執行国から要請に応ずる旨の通知があつたときは、送付移送をすることが相当でないとする場合を除き、送付移送の決定をしなければならない(第34条第1項)。

キ 法務大臣は、カの決定をしたときは、送付受刑者が在監する監獄の長に対し、当該決定に係る引渡しを命じなければならない(同条第2項)。

ク 法務大臣は、オの要請をしたとき及びキの命令をしたとき並びに執行国から要請があつた場合又はウに基づく同意があつた場合において、送付移送を

しないこととしたときは、当該送出国に書面でその旨を通知しなければならない（第35条）。

ケ キの命令により送出国に引き渡す場合には、逃亡犯罪人引渡法（昭和28年法律第68号）の引渡しに関する規定を準用する（第36条）。

(5) その他（第39条から第47条まで）

ア (3)カの命令により裁判国から引渡しを受けた日本国民等を、その引渡し後に公訴が提起された受入移送犯罪に係る事件について刑に処するときは、刑法（明治40年法律第45号）第5条ただし書の規定にかかわらず、その刑の執行を免除するものとする（第41条）。

イ (3)キ等で監獄に拘置された受入受刑者については、裁判の執行により拘禁された既決の者とみなして、刑法第97条若しくは第98条又は第102条（第97条又は第98条の未遂罪に係る部分に限る。）の規定を適用する（第42条）。

ウ 法務大臣は、外国から外交機関を経由して、当該外国の官憲が、当該外国又は他の外国において外国刑の確定裁判を受けた者を、その執行の共助のために、日本国内を通過して護送することの承認の要請があったときは、当該外国刑の確定裁判により認められた犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき又は当該外国刑の確定裁判を受けた者が日本国民であるときのいずれかに該当する場合を除き、これを承認することができる（第46条第1項）。

エ 法務大臣は、外国刑の確定裁判を受けた者について、条約に基づき、締約国からウの承認の要請があったときは、当該外国刑の確定裁判により認められた犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき又は当該外国刑の確定裁判を受けた者が日本国民であるときのいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない（同条第2項）。

### 3 留意事項

#### (1) 留置関係

ア 条約の内容の告知（移送法第29条関係）

(ア) 移送法第29条の告知は、国際受刑者移送法施行規則（平成15年法務省令第15号。以下「規則」という。）第15条に規定する「刑を言い渡された者の移送に関する条約の主な内容に関する告知書」（別記第2号様式）により行うこと。

(イ) 告知した日時については、各都道府県警察で移監時に刑務所等行刑施設に連絡すること。連絡の方法は、移監連絡票等の参考事項欄に記載する等

適宜の方法でよいが、必ず書面で行うこと。

イ 送出受刑者の同意（移送法第31条関係）

(ア) 送出移送については、法務大臣が移送法第28条各号のいずれにも該当せず、かつ、相当であると認めた場合に、監獄の長にその旨通知され、その後、送出受刑者の同意手続をとることとなる。

(イ) 移送法第31条により、移送法第28条第1号の同意は、規則第16条に規定する「送出移送同意書」（別記第3号様式）により行われる。同意の際には、

- ・ 送出受刑者の在監する監獄の長又はその指定する職員の立会いの下で、送出移送同意書に署名押印させること（ただし、指定する職員は、原則として留置主任官とする。）。
- ・ 送出受刑者が送出移送同意書に署名することができないときは同意を確認した職員が代書し、押印することができないときは指印させること。
- ・ 職員が代書した場合には、その事由を送出移送同意書に記載して署名押印すること。
- ・ 署名押印した後、送出移送同意書を速やかに法務省矯正局保安課に送付すること。また、その写しを警察庁長官官房総務課留置管理係に送付すること。

ウ 領事官等による同意の確認のための接見（移送法第32条関係）

移送法第32条に定める同意の確認のための領事官等と送出受刑者との接見については、領事関係に関するウィーン条約（昭和58年条約第14号。以下「ウィーン条約」という。）等に従って行われることとなるが、ウィーン条約を締結していない国の国籍を有する送出受刑者の場合でも、移送法第32条の規定により、同意の確認のための接見を認めること。

エ 送出受刑者に対する通知（移送法第35条関係）

移送法第35条の通知書が送付された場合には、当該受刑者に速やかに通知すること。

オ 送出移送の実施に関する手続（移送法第36条関係）

(ア) 送出移送の実施手続については、逃亡犯罪人引渡法の関係規定が準用される。移送法第34条第2項の命令は、引渡状を発して行われる。

(イ) 引渡状により引渡しの命令を受けた監獄の長は、引渡場所まで護送し、執行国の官憲から受領許可状の提示を受けた上で送出受刑者を引き渡すこと。

(2) 受入移送又は送出移送に関する法務省からの照会

ア 受入移送

受入移送については、法務大臣が移送法第7条第1項又は第2項の規定に

に基づき、裁判国からの受入移送の要請に応ずること又は裁判国に対し受入移送の要請をすることの相当性について判断するに当たり、法務省（矯正局保安課）から警察庁（国際第二課）に照会がなされる。この場合、必要に応じて警察庁（刑事企画課）から都道府県警察（国際捜査共助に関する事務を所掌する都道府県警察本部の担当課。以下(2)において同じ。）に關係書類を送付するので、都道府県警察は、当該都道府県警察本部、警察署等の關係所属の意見を取りまとめ、警察庁（刑事企画課）に回答すること。

#### イ 送出移送

送出移送については、法務大臣が移送法第33条第1項又は第34条第1項の規定に基づき、執行国に対し送出移送の要請をすること又は執行国から送出移送の要請があった場合に送出移送をすることの相当性について判断するに当たり、法務省（矯正局保安課）から警察庁（国際第二課）に照会がなされる。この場合、警察庁（刑事企画課）から都道府県警察に關係書類を送付するので、都道府県警察は、当該都道府県警察本部、警察署等の關係所属の意見を取りまとめ、警察庁（刑事企画課）に回答すること。

#### (3) 通過護送（移送法第46条關係）

移送法第46条に規定する通過護送は、我が国の承認を得て外国官憲がこれを行うものであるが、その際に、国内の公共の秩序を維持するために警察措置が必要とされることも考えられる。通過護送に伴い、あらかじめ何らかの警察措置が必要と認められる場合には、警察庁（刑事企画課）から關係都道府県警察にその旨を連絡することとするので、所要の措置をとること。